ハ　非開胸的心マッサージ
ニ　気管内洗浄
ホ　胃洗浄
(3)　泌尿器科処置のうち次に掲げるもの
イ　膀胱洗浄（薬液注入を含む。）
ロ　留置カテーテル設置
ハ　嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）
(4)　整形外科的処置（鋼線等による直達牽引を除く。）
(5)　栄養処置のうち次に掲げるもの
イ　鼻腔栄養
ロ　滋養浣腸
(6)　(1)から(5)までに掲げる処置に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な処置

四　算定できない手術
(1)　創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するもの及び保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）
(2)　皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。）
(3)　デブリードマン（百平方センチメートル未満のものに限る。）
(4)　爪甲除去術
(5)　ひょう疽手術
(6)　外耳道異物除去術（複雑なものを除く。）
(7)　咽頭異物摘出術（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものであって、複雑なものを除く。）
(8)　顎関節脱臼非観血的整復術（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）
(9)　血管露出術
(10)　(1)から(9)までに掲げる手術に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な手術

五　算定できない麻酔
(1)　静脈麻酔
(2)　硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入
(3)　(1)及び(2)に掲げる麻酔に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な麻酔

○厚生労働省告示第七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第四項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十八条第四項の規定に基づき、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月五日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表を次のように改める。

別表

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法

通則

1　健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第１項に規定する指定訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第１項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」と総称する。）の費用の額は、区分番号０１により算定される額に区分番号０２から区分番号０５までにより算定される額を加えた額とする。

2　前号の規定により算定する指定訪問看護の費用の額は、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、介護保険法（平成９年法律第123号）第62条に規定する要介護被保険者等については、算定しないものとする。

3　区分番号０１の注２、区分番号０２の注２及び注３における届出については、届出を行う訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

区分

０１　訪問看護基本療養費（１日につき）

1　訪問看護基本療養費(I)

イ　保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合

(1)　週３日目まで　5,550円

(2)　週４日目以降　6,550円

ロ　准看護師による場合

(1)　週３日目まで　5,050円

(2)　週４日目以降　6,050円

2　訪問看護基本療養費(II)　1,600円

3　訪問看護基本療養費(III)

イ　保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合

(1)　週３日目まで　4,300円

(2)　週４日目以降　5,300円

ロ　准看護師による場合

(1)　週３日目まで　3,800円

(2)　週４日目以降　4,800円

注１　１については、指定訪問看護を受けようとする者（注２に規定する者及び注３に規定する同一建物居住者を除く。）に対して、その主治医（健康保険法第63条第３項第１号に規定する保険医療機関の保険医又は介護保険法第８条第25項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の医師に限る。以下同じ。）から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、健康保険法第88条第１項に規定する指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）の保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が指定訪問看護を行った場合に、当該指定訪問看護を受けた者（以下「利用者」という。）１人につき、訪問看護基本療養費(III)を算定する日と合わせて週３日を限度（別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対する場合を除く。）として算定する。

2　２については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者であって、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスを行う施設若しくは福祉ホーム又は同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設に入所している複数のものに対して、それらの者の主治医（精神科を標榜する保険医療機関の保険医に限る。）